

花小金井南中学校地域開放型体育館 利用方法及び利用時間について

1 利用方法について

小平市学校施設スポーツ団体開放の制度に沿って学校教育の支障のない範囲で利用することとなります。利用までの簡単な流れは以下のとおりです。

(1) 団体登録

① 登録要件

- ・小平市に在住・在勤・在学する者が10人以上で構成されていること
- ・代表者及び利用責任者が20歳以上であること
- ・アマチュアスポーツ活動を目的とすること
- ・営利を目的としないこと (※1)
- ・新型コロナウイルス感染症対策を適切に励行できる (※2)

※1 団体を主催する者が月謝等を徴収する場合は営利目的となります。ただし、消耗品（ボール等）やスポーツ保険等、活動に最低限必要な実費の徴収は営利目的とみなされません。

※2 利用団体は、別紙1「学校施設スポーツ開放利用にかかる新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）及び別紙2「学校施設利用報告書」を毎回作成願います。別紙1は毎月、別紙2は半年に一度、市民総合体育館へ提出願います。

② 登録方法

上記登録要件を満たす団体は、所定の登録用紙に団体会則、会員名簿、日時調整用アンケートを添付し、提出することで、団体登録されます。

（提出先：小平市民総合体育館）

③ 登録有効期間

登録年度に限り有効です。

(2) 利用申請

利用月の2か月前の20日 (※) から月末までに、所定の申請書に記入し、提出します。（提出先：小平市民総合体育館）

※ 20日が土・日・祝日の場合は、翌平日になります。

（裏面に続く）

(3) 利用許可書の発行

利用月の前月の20日(※)に許可書が発行されます。

(許可書発行場所：小平市民総合体育館)

※ 20日が土・日・祝日の場合は、翌平日になります。

(4) 利用

利用するに当たり、下記の項目を遵守願います。

<利用前>

- ① 許可書を警備員に提示し、消毒液(文化スポーツ課で用意します。)の入ったボトルを預かる。
- ② 利用者全員について、チェックリストで問題がないことを確認する。

<利用後>

- ① 使用した箇所を消毒する。(拭き取りに使用するタオル等は、利用団体で持参願います。)
 - ② 警備員へ消毒液を返却する。
 - ③ チェックリストを完成させる。(このチェックリストは一日ごとの作成となり、毎月、一ヶ月分をまとめて市民総合体育館窓口へ提出願います。)
- ※ チェックリストの提出が確認できない団体は、以降の利用が停止となる場合があります。

(5) 学校、市民総合体育館指定管理者との情報共有

登録された団体の情報や、利用申請の情報は、関係機関(学校、指定管理者)との間で情報共有します。

2 利用時間について

	利用区分	月	火	水	木	金	土	日	祝日
アリーナ	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	—	—
柔道場	9:00~11:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	11:00~13:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	13:00~15:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	15:00~17:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	17:00~19:00	○	○	○	○	○	○	○	○
	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	○	○
剣道場 ・ 多目的室	9:00~11:00	○	○	○	○	○	—	○	—
	11:00~13:00	○	○	○	○	○	—	○	—
	13:00~15:00	○	○	○	○	○	—	○	—
	15:00~17:00	—	—	—	—	—	—	○	—
	17:00~19:00	—	—	—	—	—	—	○	—
	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○	○	○

※アリーナは、フットサルの利用も可能です。

※柔道場は、原則として畳を敷いてある状態で使用するのので、柔道など、畳が必要な活動や、畳が敷いてあっても利用可能な団体が申請してください。

※多目的室のみの貸出はせず、剣道場との一体での貸出とします。

※柔道場と剣道場・多目的室に関しましては、原則、1団体につき1日2時間の利用とさせていただきます。

※剣道場・多目的室は、部活動でも使用するため、平日の15時~19時、土曜・祝日の9時~19時の間は利用できません。

※剣道場・多目的室は、武道(剣道等)の授業で年間3か月程度使用する予定があるため、その期間も利用できない場合があります。予めご了承ください。

※その他、学校行事等で利用できない場合がありますので、予めご了承ください。